2 川監公第 1 2 号 令和 2 年 6 月 1 6 日

# 川崎市職員措置請求について(公表)

令和2年4月17日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき、監査の結果を市長及び請求人に通知したので、別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員寺岡章二同植村京子同嶋崎嘉夫同沼沢和明

2 川監第 1 9 6 号 令和 2 年 6 月 1 6 日

川崎市長

福田紀彦様

川崎市監査委員寺岡章二同植村京子同嶋崎嘉夫同沼沢和明

# 川崎市職員措置請求について(通知)

令和2年4月17日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり通知します。

2 川監第 1 9 6 号 令和 2 年 6 月 1 6 日

坂巻 良一 様

川崎市監査委員寺岡章二同植村京子同嶋崎嘉夫同沼沢和明

# 川崎市職員措置請求について(通知)

令和2年4月17日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき、監査の結果を市長に通知したので、その内容を別紙のとおり通知します。

## 監査の結果

## 第1 請求の受付

### 1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1 (事実証明書は添付省略)のとおり、市が令和元年度(平成31年度)に少額随意契約の軽易工事として実施した「上平間災害倉庫解体撤去工事 (以下「倉庫撤去工事」という。)」及び「上平間災害倉庫外構撤去工事 (以下「外構撤去工事」といい、「倉庫撤去工事」と併せて「本件各工事」という。)」について、1件で発注可能な工事を250万円以下の2件の工事に分割して発注・契約した違法性があるとし、一般競争入札若しくは指名競争入札を行った場合との差額である損害額を認定し、市の被った損害を補填するために必要な措置を執るよう求めている。

### 2 請求の受理

本件措置請求については、所定の要件を具備しているものと認められたことから、 令和2年4月17日付けでこれを受理し、監査対象局をこども未来局とした。

### 第2 監査の実施

### 1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年5月11日、請求人から陳述の聴取を行った。この際、同条第8項の規定に基づくこども未来局の関係職員(以下「関係職員」という。)の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙2のとおりである。

## 2 関係職員の陳述

法第242条第8項の規定に基づき、令和2年5月11日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」(添付省略)の提出があった。この際、同項の規定に基づく請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙3のとおりである。

## 3 監査対象事項

川崎市職員措置請求書並びに請求人及び関係職員の陳述内容を勘案し、本件各工事を軽易工事として随意契約により執行したことが、違法若しくは不当といえるかを監査対象事項とした。

### 第3 監査の結果

### 1 事実関係の確認等

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係書類の調査等の結果、次のような事実関係 を確認した。

## (1) 軽易工事の定義等について

軽易工事は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号、以下「施行令」という。)第167条の2第1項第1号に掲げる、いわゆる少額随意契約に該当するものである。その定義については、川崎市軽易工事取扱規程(昭和49年訓令第8号)第2条において「予算科目が工事請負費又は需用費に該当し、1件2,500,000円(需用費中100,000円以下のものを除く。)以下の工事(設計図書(工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。)の作成を要する工事を除く。)(予算科目が需用費に該当する工事にあっては、建物等の小破修繕に類する工事に限る。)をいう。」と規定されている。

### (2) 本件各工事について

## ア 本件各工事の実施に至る経過

本件各工事は、市から土地・建物の貸付けを受けてライクアカデミー株式会社 (以下「運営法人」という。)が運営している「にじいろ保育園南平間(以下「本 件保育園」という。)」の建替えに端を発する工事である。

本件保育園は、開設から築50年以上が経過しており、園舎の老朽化対策として、市と運営法人の協力の下、国の補助事業を活用した建替えによる新園舎の整備が進められ、整備期間中は運営法人が建設する仮設園舎にて保育を継続し、仮設園舎の建設用地は、本件保育園に隣接する市有地とされた。当該市有地には、上平間災害倉庫(以下「倉庫」という。)が設置されていたため、市は倉庫を撤去することとし、見積り合わせの上、平成31年4月18日付けで有限会社水野興業(以下「A社」という。)と243万円(消費税及び地方消費税含む)で倉庫撤去工事の契約を締結した。

なお、倉庫の周囲にはフェンス、ブロック塀及び門扉等の構造物(以下「外構」という。)が設置されていたが、市によれば、倉庫のみを撤去すれば仮設園舎の建設が可能であったため、外構は撤去しないことを運営法人と合意していたとしているが、合意に係る書面等は残されておらず、その時期も不明である。

倉庫撤去工事契約の締結翌日(4月19日)、市はA社から工事開始の連絡を受けた一方、運営法人から外構が仮設園舎の工事を監督する現場事務所の設置に支障がある旨の申し出を受け、追加で工事を実施することとし、見積り合わせの上、令和元年5月10日付けでA社と84万2,400円(消費税及び地方消費税含む)で外構撤去工事の契約を締結した。

なお、市によれば、運営法人から上記申し出を受けた際、外構撤去は運営法人 に対応してもらうべく調整を行った結果、当該時点において運営法人は既に仮設 園舎建設の契約を締結しておりその変更が困難であったこと、また、外構は市の所有物であるため基本的に所有者が撤去すべきものと考えたこと、さらに、外構撤去が滞れば全体的なスケジュールが遅延してしまうと考えたことにより、市が外構撤去工事を実施することで合意したとしているが、合意に係る書面等は残されておらず、その時期も不明である。

## イ 倉庫撤去工事の対象

倉庫撤去工事の仕様書によれば、工事の内容として、仮設足場、内部棚解体、 土間コンクリート解体、基礎コンクリート解体、埋戻し、発生廃材処分及び重機 回送費の記載があり、外構は対象とされていない。

### ウ 外構撤去工事の対象

外構撤去工事の仕様書に添付された図面によれば、倉庫西側及び南側の外構が 撤去部分とされているが、実際は倉庫東側にも外構があり、東側をメインに計3 か所の外構を撤去した旨、関係職員の陳述において訂正がなされたほか、陳述後 の照会・回答において、倉庫西側の外構は運営法人側が仮設園舎建設工事の事前 調査のため撤去し、外構撤去工事では東側及び南側を撤去した旨、再度訂正がな された。

外構撤去工事の仕様書によれば、工事の内容として、フェンス解体撤去、門扉解体撤去、ブロック塀解体撤去、ブロック塀基礎解体撤去、土間コンクリート解体撤去、U型側溝撤去、発生廃材処分及び重機回送費の記載があるのみで、それぞれの規格や数量は記されていない。A社ほか2社の見積書によれば、撤去対象のフェンスの長さは7.1メートル、門扉の数量は1基とされているが、倉庫及び仮設園舎の設計図面によれば、フェンスは東側だけでも12メートル以上、門扉は東側及び南側に各1基あり整合が取れていない。

仮設園舎建設工事の写真によれば、現場事務所は倉庫東側の外構跡地に設置されているが、南側の外構とは距離が離れており、現場事務所の設置に際し南側の 外構が支障となりえた事実は確認できない。

#### エ 重機回送費

本件各工事の仕様書には、ともに重機回送費が挙げられており、A社の見積書によれば、その規格等として、倉庫撤去工事については、バックホウ、ランマ、プレート等、外構撤去工事については、バックホウ等と記されているが、どちらも数量・単位は一式で、金額は16万円とされている。市によれば、A社に対し、倉庫撤去工事と外構撤去工事とで別々の重機を使用したことを確認したとしているが、本件各工事は工期が短かったため、工程表や作業日誌は作成していないとしている。

### オ 仮設園舎の建設費用

運営法人が行う仮設園舎の建設費用は、川崎市民間保育所施設整備費等補助金(以下「補助金」という。)の対象となる。令和元年5月9日付けで運営法人から市に提出された補助金の交付申請書に添付された見積書の写し(以下「仮設園舎建設工事の見積書」という。)には、「外構工事:既存フェンスは撤去とし、新設メッシュフェンスH=1500を設置します」、「撤去工事:(中略)既存ネットフェンス、ブロック3段+フェンス(中略)の撤去処分を含む」旨の記載がある。

### カ 見積書等の日付

本件各工事の見積書及び軽易工事完成届の日付は、いずれも手書きで記入されており、請求人はすべての筆跡が同一であると主張している。市によれば、見積書の日付が空欄で提出された場合、その場で業者に記入を依頼することもあれば、業者に確認の上、職員が記入することもあるとしており、本件各工事においては、軽易工事完成届の日付はこの運用に基づき職員が記入したが、見積書の日付については不知としている。

## 2 監査委員の判断

## (1) 地方公共団体における契約について

普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正をもって第一義として、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保しうるという観点から、一般競争入札が原則とされ、随意契約は、施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に該当する場合にのみ認められる極めて限定的な契約方法である。同項第 1 号では、金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定の金額を定めており、軽易工事はこれに該当するものであるが、本号を適用するために、故意に契約を細分化するような行為は許されないものとされている。

#### (2) 本件各工事の違法性・不当性について

請求人は、本件各工事の施工場所及び工事箇所が同一であること等を理由に、1 件の工事を2件に分割して発注・契約した違法性がある旨を主張していることから、 まず、本件各工事の執行方法が違法といえるかにつき、以下検討する。

前記事実関係のとおり、市は仮設園舎の建設に際して倉庫のみを撤去し、外構は残す予定で運営法人と合意していたが、運営法人から現場事務所の設置に支障がある旨の申し出を受け、追加で工事を実施したとしている。

しかし、建設工事において、現場事務所の設置は設計の時点で考慮されていてしかるべきであり、市が倉庫撤去工事に着手した途端に運営法人から申し出があったなど極めて不自然な熊様であるといわざるを得ない。

この点、市は、平成31年2月12日に運営法人側が作成した計画図面において、

倉庫撤去時の配置計画上、倉庫東側の外構が残置されていることをもって、外構は撤去しない予定であった旨を主張するが、運営法人からどのような説明を受けたか等の記録は何ら残されていないことから、同図面のみをもって外構残置の合意が形成されていたと認めることは困難である。また、同図面の仮設園舎建設時の配置計画によれば、仮設園舎は、東側の外構に極めて近接して建設される予定であり、現場事務所の設置の有無にかかわらず、仮設園舎の建設工事自体に影響を与えることは容易に推認される。

そこで、職権により現地を確認したところ、仮設園舎の東側及び南側にフェンス及び門扉が設置(復元)されていたことから、仮設園舎建設工事の見積書における「既存フェンスの撤去、新設」の記載は、倉庫東側又は南側あるいはその両方を指していることが伺えるほか、実在したフェンスに対し外構撤去工事で撤去したとするフェンスの長さが極端に短く、門扉の数量さえ一致しないことを踏まえると、少なくとも倉庫東側又は南側のどちらかの外構撤去は、運営法人側の仮設園舎建設工事に含まれていたことが強く推認される。

さらに、現場事務所の設置に支障があるとされた倉庫南側の外構につき、位置関係からその事実は到底認められないこと、現場事務所の設置などという基本的な事項すら未確定な状態で運営法人側の仮設園舎建設工事契約が締結されたとは考えがたいこと、本件各工事の工期が重複する中、異なる重機をそれぞれ使用し、さらにA社が作業日誌すら作成していないこと、所有者が撤去するという考え方で合意したにもかかわらず倉庫西側の外構は運営法人が撤去していること等に鑑みれば、市の上記主張は、何ら裏付けがないことに加え、本件各証拠との矛盾も散見されるなど著しく信ぴょう性を欠くものであり、到底採用できるものではない。

上記のとおり、市は、外構撤去工事の執行方法及び係る支出の正当性を説明すべき責任があるにもかかわらず、何ら根拠ある説明をしておらず、その支出の妥当性・正当性を示す証拠も提出していないから、係る費用の支出は違法・不当なものと推認せざるを得ない。

次に、その損害額について検討するに、市は、外構を残置する旨を運営法人と合意していたにもかかわらず、運営法人から外構が仮設園舎の工事を監督する現場事務所の設置に支障がある旨の申し出を受けるや、全体スケジュールの遅延の懸念を理由に外構撤去工事を実施した旨主張するが、そうであるならば、外構撤去工事は合意を覆した運営法人において実施又は費用を負担してしかるべきであり、市が当該工事に係る費用を負担する理由とはなり得ない。さらに、関係各証拠によれば、外構撤去は運営法人側の仮設園舎建設工事に含まれていた可能性もあり、倉庫撤去工事におけるA社以外の見積額が250万円を超えていることのほか、市の主張における数々の矛盾等に照らすと、倉庫撤去工事等の費用が250万円を超えるため、そ

の差額分を外構撤去工事として付け替えた疑いすらあるが、他の工事費用を補填する意図があったとしても、外構撤去工事として費用計上されている以上、これに係る費用の支出を市が正当化できる理由にはならない。よって、市の損害は、外構撤去工事により支出した費用全額であると推認される。

### (2) 結論

以上のとおり、外構撤去工事に係る費用の支出は違法・不当であったと推認され、その損害は外構撤去工事により支出した費用全額の84万2,400円であると推認される。

### 3 勧告

以上の結果に基づき、法第242条第5項の規定により、市長に対し、次のとおり勧告する。

## (1) 措置すべき事項

本件各工事に関する事実経過を市において慎重に調査した上、外構撤去工事の支出に関する損害を明らかにし、さらに、その損害が運営法人に補填を求めるべきものである場合は運営法人に対して補填を求め、その損害が市の最終的な負担となり、これに関与したこども未来局子育て推進部保育所整備課の職員に故意又は重過失が認められる場合は、当該職員に当該損害額についての賠償を命じるなどの必要な措置を講じられたい。

### (2)措置期限

上記の措置を講じた上、令和2年9月30日までにその旨を監査委員あて通知されたい。

#### 4 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

通常、行政における事務において、特に公金の支出を伴う事業であれば、相手方との協議等、その経過を書面等に残してしかるべきであるが、外構撤去工事を巡る運営法人からの申し出や両者で合意した事項等、支出負担行為の根拠となる重要なやりとりさえ記録を残さないとする運用は、不可解というほかない。

さらに、外構撤去工事の仕様書図面上、撤去部分の表示に誤りがあったことにつき、 市は現地で業者に直接指示したため問題がない旨を主張するが、外構撤去工事の予算 執行、業者選定及び契約締結については、当該仕様書が添付された予算執行伺いによ り決裁がなされているのであるから、係る手続を形骸化しかねない事務手続上のミス であるにもかかわらず、そうした認識が欠如しているといわざるを得ない。 以上につき、見積書等の日付を職員が記入するといった不適切な運用も含め、事務 手続の公正性及び透明性を失していると厳しく指摘せざるを得ず、今後、市民から疑 念を抱かれることのないよう、十分に留意して事務を執行されることを強く要望する。

### 川崎市職員措置請求書(上平間倉庫)

2020年(令和2年) 4月17日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3 氏名 坂 巻 良 一

#### 1 請求の要旨

### (1) 監査対象

甲第1号証及び甲第2号証に示すこども未来局子育て推進部保育所整備課が地方自治法に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約手続きを適用せず、適用が禁止されている随意契約である「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」(以下「軽易工事取扱規程」という。)を適用し、発注・契約した2件の工事契約を監査対象とします。

#### (2) 分割発注に係る違法性

地方自治法第234条第1項及び第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び川崎市契約規則第24条の2に定めるいわゆる「少額随意契約」について適用する規定として、川崎市は「軽易工事取扱規程」を制定しております。

軽易工事取扱規程を適用する場合には、軽易工事取扱規程第2条に「1件250万円以下の工事をいう。」と定められており、1件の工事が250万円を超える場合は、一般競争入札もしくは指名競争入札に寄らなければなりません。

軽易工事取扱規程の運用については、契約課が策定した契約事務の手引きにおいて「1件の工事を複数に分けて発注することはできません。」と分割発注禁止を明確に記載しております。

甲第1号証及び甲第2号証の2件の工事は、「上平間災害倉庫解体撤去工事」及び「上平間災害倉庫外構撤去工事」という工事名で発注・契約がなされており、1件で発注が可能な工事を、250万円以下の工事2件に分割発注し、契約した違法性があります。

#### (3) 川崎市が被った損害の補填

上記のとおり、甲第1号証及び甲第2号証の2件の工事は、本来、1件の工事として、地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約方法で発注・契約を締結しなければなりません。しかしながら、甲第1号証及び甲第2号証の2件の工事は、一般競争入札もしくは指名競争入札によらず、1件250万円以下の少額随意契約として2件の工事に分割発注し、より競争性の低い随意契約により契約を締結した違法契約を行ったものであります。

したがって、本来あるべき契約方法であります一般競争入札もしくは指名競争入札により契約を締結した場合と違法な競争性の低い随意契約により契約した金額の差額が、川崎市が被った損害であります。

以上により、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第 242 条第1項の規定により請求いたします。

また、損害額の認定においては、財政局契約課が計算した平均落札率一覧表を参考に、民事訴訟 法第 248 条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。

#### 2 請求の理由

甲第1号証及び甲第2号証を整理し、分割発注の状況が分かり易い一覧表として、甲第3号証を提出いたします。

#### (1) 甲第3号証について

- (ア) 工事所在地は、「上平間災害倉庫」であり、本件2件の工事は同一所在地です。
- (イ) 工事の箇所は、甲第1号証は、「倉庫そのものの解体撤去工事」であり、甲第2号証は、「甲第1号証の倉庫を囲う外構構造物の撤去工事」であります。
- (ウ) したがって、「上平間災害倉庫」に係る倉庫本体とその倉庫の外構構造物の両方の撤去工事であることから、同一の施工場所及び同一の工事箇所であることが分かります。

建物本体とその外構構造物は、必ずしも、一体的に撤去する必要はないものの、こども未来局は、何らかの必要性により、建物本体とその外構構造物の両方を撤去する方針としました。

両方の撤去方針が確定した場合、建物本体とその外構構造物を別々に発注することは、個人の 家庭や民間会社の場合、その手間ひまを考慮した場合、有り得ない2分割工事であります。

- (エ) 甲第1号証及び甲第2号証の見積り合わせ契約の3者の組合せが同じ3者であること。
- (オ) 見積書の筆跡が同一の筆跡と思え、官製談合もしくは業者談合の疑いがあること。
- (カ) 甲第1号証の倉庫本体の「重機回送費」の見積額が、市場価格は、せいぜい5万円程度である にも関わらず、「160,000円」との見積額は相場の約3倍となっており、不当に高い見積り額となっている。

予定価格を決定したのは、誰なのか。

(キ) 甲第2号証の倉庫の外構撤去工事の「重機回送費」も「160,000円」となっている。 倉庫本体とネットフェンスを撤去する外構撤去工事に使用する「重機」は、それぞれどのよう な「重機」を使用するものとして、こども未来局は、設計し予定価格を決定したのか。 倉庫本体とネットフェンスを撤去する重機は、同じ重機とは考えられない。

(2) 軽易工事チェックリストについて

過去に分割発注があったことから、平成31年4月1日から「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」 が改正されたことに伴い、「軽易工事チェックリスト」が導入されました。

甲第1号証においては、13ページ目にあります。

甲第2号証においては、12ページ目にあります。

その「1 軽易工事の執行について」の2段目の注意事項に「工事内容、業種、施工場所、施工時期が同じ、又はほぼ同じである工事等について、本来1件で発注すべき案件や250万円を超える案件を複数に分けて発注することはできません。」と明確に記載されています。

そのチェックリストをチェックしたにも関わらず、本件分割発注が行われてしまいました。チェックしたのは、甲第1号証及び甲第2号証ともに飯沢課長補佐でありますが、全体のチェックは、須藤課長が決裁しています。

#### (3) 施工時期について

本件の甲第1号証及び甲第2号証の工事は、4月18日~5月31日及び5月10日~5月31日の工期となっています。つまり、【4月18日・5月10日】~【5月31日・5月31日】となっています。

この工期から致しますと、5月 10日~5月 31日の間が、2件の工期が重なっている期間であり、違いは、前に3週間工期があるのみで、後半の3週間は完全に工期が重なり、実質的には、ほぼ同一の工期であります。

仮に、甲第1号証及び甲第2号証の工事が2件の見積り合わせ契約を行っていることから、別々の業者が倉庫本体とネットフェンス撤去を行う可能性があったもので、その場合、工事調整がかなり複雑になると思われるが、別々の2業者がそれぞれの工事を受注した場合、工事調整は、どのように想定していたのか。

そのような工期的なことを考慮した場合、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、発注時点から、 特定の1者が受注することを予定して発注されたと考えるのが、当然の帰結であります。

したがって、施工時期を理由とする分割発注としては、重複期間があることからしても、ほぼ同時期の工事であり、分割の理由は存在しえないものであります。

ただ、契約日が違うことから、こども未来局は、分割ではないと主張するかもしれません。

しかしながら、過去の事例として、6ヶ月にわたり約1700万円余の工事を契約日では4分割、個別契約では7分割した事例があり、課長級の職員が文書注意を受けたとの新聞報道がありますので、甲第4号証及び甲第5号証として提出いたします。

予算要求時点でも2件の工事として予算要求していたのか。

したがって、工事の時期を少しずらし、分割発注ではないとするのであれば、甲第4号証及び甲第5号証と比較して、甲第1号証及び甲第2号証の工事が分割発注ではないとする合理的な理由を明らかにしなくてはなりません。

原則として、分割発注しなければならない理由を明示し、少額随意契約の分割発注を禁止している全国の地方公共団体を納得させる合理的な理由でなければなりません。

1週間ずらせばいいのか、2週間ずらせばいいのか、3週間ずらせばいいのか、半年ずらせばいいのか、1年ずらせばいいのか、明確かつ合理的な根拠を示すべきであります。

地方自治法に定める「最少経費・最大効果」の大原則にも耐えうる根拠でなければなりません。

#### (4) 工事写真について

本件の甲第1号証及び甲第2号証においては、工事写真も開示請求したものでありますが、なぜか、開示されませんでした。

開示できない特別な理由があるのか。

今からでも、直ちに、工事写真を開示すべきであります。

#### 3 損害の補填について

川崎市が被った損害の補填については、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、前記のとおり、分割発注したもので、本来、地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約方法で発注・契約を締結しなければならないものを、1件250万円以下の少額随意契約として、より競争性の低い随意契約により契約を締結した違法契約を行ったものであります。

したがって、本来あるべき契約方法であります一般競争入札もしくは指名競争入札により契約を締結した場合と違法な競争性の低い随意契約により契約した金額の差額が、川崎市が被った損害であります。

以上により、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方白治法第242条第1項の規定により請求するものであります。

### 4 見積り合わせと契約システムについて

過去の住民監査請求において、3業者による見積り合わせを行っているのであるから、適正な競争 は保たれており、損害は発生していないとする主張もありました。

そうであれば、多額の税金を投入して、契約システムを構築し、電子システムにより一般競争入札 及び指名競争入札を行うことが、無駄な支出となり、契約システム自体が住民監査請求の対象となり 得るものであります。

つまり、今後は、川崎市の行う入札は、10万円でも、100万円でも、1千万円でも、1億円でも、1千億円でも、すべて3業者による見積り合わせ契約を行えば済むもので、契約システムの維持管理費及び更新費は、ムダとなります。

#### 5 平均落札率について

また、損害額の認定においては、契約課が算出した平均落札率一覧表を甲第6号証として提出いたします。

財政局契約課が作成した平均落札率一覧表を参考に、民事訴訟法第 248 条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。

#### 6 前記平均落札率とは別の損害額について

なお、甲第3号証の下の枠に「(有) 星野工業の見積額の比較」がありますが、2件の工事ともに、「重機回送費」に係る受注業者の見積額は、「160,000円」と見積もられています。

そこで「重機回送費」をネット検索してみますと、いくつかの業者の価格を見ましたが、せいぜい 高くても5万円ぐらいとの検索結果でありました。

そのネット検索結果を第7号証として提出いたします。

見積書にある「バックホウ」「ランマ」「プレート」を甲第8号証として示します。

そして、摩訶不思議なことに、受注しなかった業者の重機回送費の見積額は、受注業者のさらに上をいく、180,000 円とか、200,000 円となっています。

それらの金額について、こども未来局からの合理的な説明がない場合は、それらの項目の金額についても、民事訴訟法第 248 条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。

#### 7 見積書及び完成届・検査書の日付け筆跡が同一であることについて

見積書及び完成届・検査書の日付け筆跡が同一であることについては、過去の住民監査請求でも指摘してきたところでありますが、見積書及び完成届の日付けを市の職員が記載したとする違法行為 (刑法に定める「公文書偽造等」) があったとするならば、それは許されません。

見積書の筆跡を拡大したものを甲第9号証及び甲第10号証として提出いたします。

そこで、今回の筆跡については、職員が記載したとの主張を行う可能性がありますが、その場合は、 公文書偽造等の罪を自白したものとして、刑事訴訟法の規定に従い、告発すべきであります。

また、完成届は、業者が記載するものであり、検査書は、市の検査員が記載するものであります。 本件2件の完成届及び検査書の日付けが同一筆跡と思われますが、この日付けの記載は、一体、誰が記載したのか。

記載権限の無いものが記載した場合は、法令に基づいた必要な措置を講ずるべきであります。 関連規定として、甲第11号証及び甲第12号証を提出いたします。

#### 8 開示請求拒否通知書について

本件に係る公文書開示請求を行い、それに対する開示請求拒否通知書が請求者あてに交付されまし

たので、それを、甲第13号証として提出いたします。

甲第 13 号証の内容は、「仕様書作成及び設計積算のための参考見積書(下見積書)の徴収依頼文及び徴収した見積書」でありますが、こども未来局は、「仕様書作成及び設計積算のための参考見積書(下見積書)の徴収依頼文及び徴収した見積書」は、「特に軽易な文書(公文書管理規則第7条ただし書き)であり、仕様書作成完了に伴い、事務処理上必要がなくなったことから廃棄しているため、関係図書類が存在しない。」とし、開示請求拒否しました。

そこで「公文書管理規則」を甲第14号証として提出いたします。

「下見積書」を軽易な文書と判断した根拠をお示しください。

設計積算のための下見積書は、市民の貴重な税金を使って執行する工事においては、その設計積算額が適正か否かを検証するための重要な図書類であり、根拠なく廃棄した場合は、罪に問われる場合(公用文書等毀棄罪)もありますので、隠ぺいせずに、提出すべきであります。

国会でも、過去に、文書不存在としてきた文書が、見つかり出てきた例は、いくつかありますので、 こども未来局におきましても、今一度調査をお願いいたします。

#### 9 見積書の不思議について

前記6で指摘いたしましたが、「重機回送費」に係る受注業者の見積額は、「160,000円」と見積もられ、「重機回送費」をネット検索してみますと、いくつかの業者の価格を見ましたが、せいぜい高くても5万円ぐらいとの検索結果でありました。

それにも関わらず、魔訶不思議なことに、受注しなかった業者の重機回送費の見積額は、受注業者のさらに上をいく、180,000円とか、200,000円となっています。

他の見積額も精査した場合、世間相場・市場価格と大きくずれている見積り額があるかもしれません。

そのような状況は、官製談合もしくは業者談合が疑われる状況であるものであるが、このような状況では、官製談合の疑いが強いと思われます。

#### 10 まとめ

本件の分割発注事案は、非常に分かり易い分割発注事案であります。

本件工事は、軽易工事規程が改正されて以降の工事あり、その改正の一つに、チェックリストを新たに追加したことから、決裁権者であります課長さんは、当然、チェックすることにより、分割発注を未然に防ぐことができたはずであります。

しかしながら、チェックリストは有効に作用せず、甲第4号証による 10 年前の全庁的な軽易工事の不適切契約事件が発生し、「制度の見直し」を明言したものの、何ら見直しを行わなかった事実があることからして、今回の軽易工事規程の改正も、課長職を含め、職員には浸透しない恐れが今回の分割発注により現実化したものと考えます。

なぜ、分割発注が是正されないのか。

分割発注を行わず、本来の契約課発注とすれば、各所管課は自らの業務が減少するにも関わらず、 あえて自らの業務量が増える分割発注を行っています。

いわゆるお役所仕事の中には、自らのメリットの無い仕事は避ける傾向があります。

その点からすると、本来であれば、川崎市の規定上、契約課が行わなければならない業務であるに も関わらず、あえて、保育所整備課が自らの業務量を増やすことを行っているものであります。

そこには、分割発注を行う保育所整備課には、業務を増やしてまでも、何らかのメリットがあると しか考えられません。

一体、どのようなメリットがあるのか。

#### 11 官製談合の疑い

- ・見積り業者の3者の組合せが同一の3者であること。
- ・甲第1号証の見積額において、受注しなかった業者の見積額が、軽易工事の上限である 250 万円を 上回っていること。上限価格を上回る見積額を提示することは、自らが、絶対に受注できない状況 を作る談合の一般的な手法であること。
- ・川崎市の見積り合わせの場合は、250万円が上限であることは、市内業者であれば周知の事実であり、当該2業者も知っていたはずである。
- ・工期の設定で、別々の業者が受注した場合、工事調整が難しい工期の設定であること。
- 見積書の筆跡が同一であると思われること。
- •「重機回送費」の見積額が、市場価格を大幅に上回っていることと受注しなかった業者の見積額が、 その額をさらに上回っていること。

- ・特定の1業者には、他の2業者が誰であるのかは、知り得ない情報である。
- ・川崎市の規定上、自らの業務でない業務をあえて行うという、自らの業務を増やすことをしている こと。
- チェックリストを無視していること。以上の状況から、こども未来局による官製談合の疑いがあると思えます。

### 添付資料

【甲第1号証】・・・「上平間災害倉庫解体撤去工事」

【甲第2号証】・・・・「上平間災害倉庫外構撤去工事」

【甲第3号証】・・・・「上平間災害倉庫工事 比較一覧表」

【甲第4号証】・・・平成21年5月28日付け東京新聞「軽易工事の全庁的不適切契約報道新聞」

【甲第5号証】・・・平成21年5月28日付け報道新聞された不適切分割発注事例

【甲第6号証】・・・・契約課が算出した平均落札率一覧表

【甲第7号証】・・・・解体の教科書 「重機回送費」の意味

【甲第8号証】・・・・建設工事で使用される建設機械等(バックホウ・ランマー・プレート)

【甲第9号証】・・・・甲第1号証の見積書に係る筆跡が同一である状況の拡大コピー

【甲第10号証】・・・甲第2号証の見積書に係る筆跡が同一である状況の拡大コピー

【甲第 11 号証】・・・刑法第 155 条から第 158 条

【甲第 12 号証】· · · 刑事訴訟法第 239 条

【甲第13号証】・・・開示請求拒否通知書

【甲第14号証】・・・川崎市公文書管理規則

### 請求人の陳述録

まず3号証を見ていただきたいと思います。これも見積り業者の組合せが、第1号証、第2号証ともに同一の組合せですね。それで、2番目、3番目の札を入れた方は250万円を大幅に上回っているということですね。

それと、下の重機回送費が 16 万という見積りがなされております。先ほどのトイレの関係のように参考見積書についてちょっと情報公開請求しておりませんでしたので、私のほうの手元に、この 16 万という見積りが業者さんから参考見積りとして出されているか分からないんですけれども、では、重機回送費というのはどういうものなのかというのをちょっと検索をしてみました。ネットで検索をしましたところ、それが甲第7号証ですね。ここに幾つかの業者さんの金額が書かれております。大体それが3万から5万円ぐらいというのがいわゆる一般市場価格ですね。それがなぜこの 16 万にもなっているのかというところですね。

それで、じゃ、今回使っている重機はどういうものかというのが8号証にあります。バックホウと、使っているのがどうもランマーとプレートという3つの機械を重機として使っているようなんですけれども、確かにバックホウは大きい重機ですから、回送費があってもいいと思うんですけれども、ランマーとプレートというのは、軽四輪に載せれば載っちゃうような小さなものですね。この3つを重機として使っているらしいんですけれども、この重機回送費16万ですね。

まず基本的に、16 万が適正かどうかといいますと、どうも市場価格的にはちょっと金額があまりにも大き過ぎるというのと、甲1号証と2号証ですね。倉庫本体の解体と外構工事、両方とも 16 万という重機回送費が入っているんですね。これで、問題はこの工期との関係なんですけれども、契約日は4月 12 日と 5 月 10 日なんですけれども、工期が 4 月 18 から 5 月 31 日が倉庫本体ですね。5 月 10 日から 5 月 31 日までが外構というふうになっています。ここは普通に考えれば、重機回送費、両方とも 16 万、合計で 32 万円かかっているんですよね。この辺はうまく考えれば、同じ時期にやれば 1 回で済むわけですよ。ここの疑問は、まず 16 万という金額自体が市場価格として適正なのかどうかということと、1 号証、2 号証とも、2 つダブルでカウントをしているという、ここの疑問ですね。これが 3 号証についてです。

重機回送費と重機について今御説明をいたしまして、次が第9号証ですね。9号証、10号証ともに、 これも筆跡ですね。見積書の筆跡が同じであるということですね。

それと、第 13 号証に開示請求拒否通知書があります。ここの真ん中の欄の「(2)仕様書作成のために取得した下見積もりは、特に軽易な公文書(公文書管理規則第 7 条第 1 項ただし書き)であり、仕様書作成完了に伴い、事務処理上必要がなくなったことから廃棄をしているため、関係図書類が存在しない。」と。先ほどのほうは出てきたわけですね。予算要求の関係の資料として要求したら出てきたんです。参考見積書を提出してくれというふうに言ったら開示請求拒否をされた。実態的には、この書類も保育所整備課さんには実際には手元にあると思います。ですので、監査事務局さんのほうで保育所整備課のほうに請求をすれば参考見積書がどういうふうになっているかは分かると思います。

この軽易なものというのは、国でモリカケ問題とか、いろんな問題でやられましたけれども、甲の14号証に川崎市公文書管理規則を載せていますけれども、軽易な文書についての定義は全くありません。本来、役所は市民の税金で成り立っているものですので、それを執行する文書は基本的には公文書として保存しなければならないというのを、いやいや、公文書管理規則に軽易な文書は保存しなくてもいいんだと書いてあるから、これは軽易な文書に該当するから捨てちゃえというのは、あまりにも乱暴な話、もしくは意図的に隠蔽をしているということしか考えられません。そういうことで、お調べになればそれなりにどこかに公文書は残っていると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

### 関係職員の陳述録

令和2年4月17日付け川崎市職員措置請求書における措置請求(以下「本件請求」という。)に対する本市の見解につきましては、次のとおりです。

- 1 上平間災害倉庫及び外構撤去工事における事実経過
- (1) 上平間災害倉庫撤去に至る経緯

上平間災害倉庫に隣接するにじいろ保育園南平間は、川崎市の土地・建物を貸し付けて運営している民営化園であり、公立保育所として昭和44年に開設してから築50年以上が経過しています。園舎の老朽化対策として国の補助事業を活用し、本市と運営法人が協力のもと建替えによる新園舎の整備を(仮称)にじいろ保育園南平間建替工事スケジュール(案)(乙第1号証)のとおり進めているところです。

建替えに当たっては、法人が仮設園舎を建設し保育を継続する必要があるため、適地である隣接の本市所有地を活用することとしました。そのため、当該地に設置されている上平間災害倉庫を解体することとしました。

(2) 上平間災害倉庫外構撤去工事が追加で必要となった経緯

上平間災害倉庫撤去工事について、平成31年4月19日に工事を開始した連絡を工事業者から受けました。同日、着工の確認とともに仮設園舎の打合せを行う連絡をにじいろ保育園南平間の運営法人にした際に、当該運営法人から当該倉庫の外構が仮設園舎の工事を監督する現場事務所の設置に支障があるとの申し出がありました。

上平間災害倉庫の外構については、残す予定でしたが、他に現場事務所の設置可能な場所がないため、外構撤去が必要不可欠であると判断し、速やかな対応を図ることとしました。

令和3年4月の新園舎開設のためには、仮設園舎建設のスケジュールを遅らせることはできないことから、当初想定していなかった工事でしたが、追加工事を行うこととし、軽易工事としての手続に沿って適切に執行しました。

2 軽易工事(随意契約)により執行した根拠

地方自治法(以下「法」という。)第234条第1項では、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定し、また、同条第2項では、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定しています。

これを受け、地方自治法施行令(以下「施行令」という。)第167条の2第1項第1号では少額の契約については随意契約(以下「少額随契」という。)ができることを規定し、随意契約ができる金額の範囲については、契約規則第24条の2において規定しています。

なお、少額随契を行う場合、川崎市契約規則第26条第1項では「市長は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定されていますが、競争性及び透明性を確保し、適正な価格で契約を行うため、「川崎市契約規則等の一部改正に伴う事務取扱について(昭和58年3月13日付け57川総用第240号助役専決。以下「助役専決文書」という。)」において、原則として3者以上の見積り合わせで執行することが通知されています。

これらの規定を本件工事の契約に当てはめ、本件工事に係る見積書を3者から徴取したところ、1件当たり250万円以下での契約が可能であったため、その手続に基づき、適正に執行したところです。

- 3 川崎市職員措置請求書記載事項に対する本市の見解
  - (1)「1請求の要旨(2)分割発注に係る違法性」については全て否認します。

当該工事については、「1 上平間災害倉庫及び外構撤去工事における事実経過」で示したとおり、倉庫撤去工事のみを保育所整備課で行う予定でありました。その後、外構の撤去が必要なことが判明し、追加となった工事を「川崎市軽易工事事務取扱規程」(以下「軽易工事取扱規程」という。)に基づいて執行したものであり、当初から計画されていた工事内容を分割し契約したものではありません。

(2)「1請求の要旨(3)川崎市が被った損害の補填」は全て否認します。

「2 軽易工事(随意契約)により執行した根拠」に示したとおり、当該工事につきましては、軽易工事取扱規程に基づき適正に執行したものです。

また、川崎市契約規則第24条の2第1項第1号で規定する金額の範囲内で契約したものです。

さらに、契約規則では、なるべく2人以上の者から見積書を徴することとなっていますが、本件工事においては助役専決文書に従い、3者による見積り合わせを行うことにより、さらなる競争性を確保しています。

- (3)「2請求の理由(1)甲第3号証について」
  - (r)~(p)について、同一所在地ではありますが、前ページ1-(2)のとおり、当初から予定された一連の工事ではありません。
  - (エ)の当該工事2件の見積り業者が同じ3者であったことについては、「倉庫撤去工事」と「外構撤去工事」が同種の工事だったためです。
  - (オ)の見積書の筆跡が同一筆跡と思われることについては、本件の見積書の筆跡が同一であるかは不知、なお、軽易工事において工事業者が見積書を提出した際に、日付が空欄の場合があります。その場合は、その場で工事業者に記入を依頼する場合もあれば、工事業者に確認の上、担当職員が記入する場合もあると聞いています。
  - (カ)及び(キ)の工事見積書の予定価格の決定に関しましては、川崎市契約規則第 25 条において、随意契約をしようとするときは、あらかじめ同規則第 13 条第 1 項及び第 14 条の規定に準じて予定価格を定めるものとされています。

ただし、財政局資産管理部契約課による契約事務の手引きにおいて、軽易工事の場合は、複数の業者から工事見積書を徴取した上で予算執行伺を起案することとしているため、見積り合わせの最低額が執行予算額及び予定価格となります。また、工事見積書は項目ごとに価格を比較するのではなく、工事の内容が反映されているか確認し、かつ3者の比較をした上で、総合的に最低の価格をもって見積もりした者と契約を締結しているところです。

- (4)「2請求の理由(2)軽易工事チェックリストについて」は、前ページ3-(1)のとおり、倉庫撤去工事のみを行う予定でしたが、外構の撤去が必要なことが判明し、工事を執行したものであり、当初から予定した工事を分割し契約したものではないため、それぞれの工事について適切にリストに基づいて確認したものです。
- (5)「2請求の理由(3)施工時期について」は、1ページ「1 上平間災害倉庫及び外構撤去工事における事実経過」のとおり、4月18日以降の上平間災害倉庫撤去工事を進めている中で、外構の撤去が必要なことが判明したため、その後必要な手続を経て、外構の撤去工事の工期を5月10日からとしており、当該工事2件の工期が後半に重なったことについては、後続する仮設園舎工事のスケジュールに支障を来さないための工事であるので、完了期限が同一となったためです。
- (6)「2請求の理由(4)工事写真について」は、軽易工事取扱規程において工事完成後は軽易工事 完成届(以下「完成届」という。)の提出を求めていますが、写真は必須ではありません。当該 工事は撤去工事であり、更地とするものであったことから、保育所整備課職員が現地を確認し たことにより、完成届のみ提出を求め、工事完了写真は必要ないものと判断しました。
- (7)「3損害の補填について」、「6前記平均落札率とは別の損害について」及び「9見積書の不思議について」は、前ページ3-(2)「1請求の要旨(3)川崎市が被った損害の補填」で示したとおり、それぞれの工事は軽易工事取扱規程に基づき、見積書を3者から徴取し、最低価格を提示した工事業者と契約を締結しました。また、完成期日までに工事が完了したことを確認し、契約金額のとおり支出したものであるため、市に損害は生じていないものと考えます。
- (8)「7見積書及び完成届・検査書の日付け筆跡が同一であることについて」は、前ページ3-(3) オのとおり、軽易工事において工事業者が見積書を提出した際には、日付が空欄の場合もあり、 その場合は、その場で記入を依頼する場合もあれば、郵送においては業者に確認の上、担当職 員が記入する場合もあります。また、今回の完成届については、業者が提出した際に日付が空 欄だったため、業者に確認の上、担当職員が記入しました。
- (9)「8開示請求拒否通知書」で述べられている下見積書は、担当職員が仕様の検討や予定価格の 参考とするために徴取したものであり、川崎市公文書管理規則第9条第1項に基づき事務処理 上必要な期間は保存していましたが、仕様書の完成により保存期間が満了したため、廃棄して います。

## 4 結論

本件請求における工事は、関係法令等に従い、適正に執行したものであり、違法との評価を受けるものではないと考えます。